

東日本大震災を受けた食品表示の運用通知の取扱い（概要）

平成23年
7月15日
通知発出

平成23年
7月31日

平成23年
8月15日

平成23年
10月31日

食品表示の違い（軽微なものを除く。）に係る運用通知

震災地域内で販売される食品については、必要な表示がなくなるとも、取締りの対象としない。

食品表示の違い（軽微なものに限る。）に係る運用通知

震災地域内に相当量供給している場合に、震災地域外で販売される食品についても、軽微な違いであって、店頭掲示により消費者に情報提供される場合に限り、取締りの対象としない。

製造所固有記号に係る運用通知

消費者庁への届出により、変更前の既存の包材を例外的に使用できる。

ミネラルウォーター類の表示に係る運用通知

必要な表示がなくなるとも、店頭掲示で消費者に情報提供されている等の場合に限り、取締りの対象としない。

7月31日をもって廃止

8月15日をもって廃止

8月15日まで届出を受付

8月15日をもって廃止

廃止時に既に手当てされている容器包装を用いた10月31日までの製造、輸入は認める。

10月31日まで当該届出に基づく固有記号が表示された食品の製造を認める。

廃止時に既に契約されており、かつ、10月31日までに製造、輸入されたものは認める。